

出 向 規 程

第 1 条（目的）

この規程は、社員を出向させる場合の取り扱いについて定めたものである。

第 2 条（定義）

この規程で出向とは、社員が当社社員として在籍のまま、関連会社、提携会社、関係団体等において当該企業の業務に従事することをいう。

第 3 条（勤続年数）

出向社員の出向期間は、当社の勤続年数に通算する。

第 4 条（昇進・昇給）

出向社員の昇進および昇給は、当社に勤務する社員と同等に取り扱う。

第 5 条（勤務の原則）

出向社員は出向先の社員として勤務する。

第 6 条（勤務条件）

出向社員の服務規律、勤務時間、休日・休暇等の勤務条件は、出向先の定めるところによる。

第 7 条（職位、資格等）

出向社員の出向先における職位、資格等は、出向先の定めるところによる。

第 8 条（給与の原則）

出向社員の出向先における賃金、賞与その他諸給与は、出向先の定めるところによる。

第 9 条（差額補給）

- 1 . 出向社員が出向先から受ける給与（以下「出向先給与」という）が、当社から受けるべき給与（以下「当社給与」という）に比較して低額である場合は、原則としてその差額に相当する額を当社が支給する。
- 2 . 前項の当社給与および出向先給与とは、当社または出向先から受ける諸給与から、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当を除いた額とする。

第 10 条（当社給与超過額の取り扱い）

出向社員が、出向先から受ける出向先給与が当社給与（年間総支給額）を上回る場合には、その事情を調査し、本人の希望により、当該出向先に出向期間中当社給与との調整を停止し、その超過額を渡し切りにすることがある。

第 11 条（原則）

出向社員の福利処遇、健康管理等については、原則として出向先の定めるところによる。

第 12 条（社会保険等）

出向社員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険は出向先のそれに参加する。ただし健康保険、厚生年金保険、雇用保険については、事情により当社で参加することがある。

第 13 条（特例）

出向先の事情その他特別な事情により、この規程で処理し難い場合は、社長の承認を得て総務部長がその取り扱いを決定する。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。